

# 固定資産税の手続きはお早めに

問い合わせ／資産税課土地担当（内線2261・2262）、家屋担当（内線2263～2265）

## ■償却資産の申告はお済みですか

賦課期日（1月1日）現在で市内に事業用資産を所有している方、又は他の事業者（市内に事業所があるもの）に事業用として貸与している方は、償却資産の申告が必要です。

申告期限は1月31日(水)です。まだ申告が済んでいない方は、早めに申告書を提出してください。

## ■新築・増築及び取壊し家屋の確認

家屋の固定資産税は、賦課期日（1月1日）現在に所有している方に課税されます。法務局で登記をした場合は連絡の必要はありませんが、登記をしていない家屋は、調査が遅れることがあり、誤った課税の原因となります。平成29年中に、家屋を新築・増築又は取壊しをしたときは、資産税課の職員が調査に伺いますのでご連絡ください。

## ■住宅耐震改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までの間に一定の耐震改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の2分の1が減額されます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■住宅のバリアフリー改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置

※65歳以上の方、要介護・要支援認定を受けている方、障がいのある方のいずれかに該当する方が居住している住宅が対象

新築した日から10年以上経過した住宅（賃貸住宅を除く）について、平成30年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度

の固定資産税額（床面積100㎡分まで）の3分の1が減額されます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■住宅の熱損失防止（省エネ）改修に伴う固定資産税の減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅について、平成30年3月31日までに一定の改修工事（工事費が50万円を超えるもの）を行った場合、翌年度の固定資産税額（床面積120㎡分まで）の3分の1が減額されます。住宅のバリアフリー改修と同時に減額措置が受けられます。改修工事完了後3か月以内に申告してください。

## ■長期優良住宅に係る固定資産税の減額措置

平成30年3月31日までに、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅を建てた場合で、居住部分の床面積が当該家屋の床面積の2分の1以上、かつ居住部分の床面積が50㎡（1戸建て以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下の住宅が対象となります。この条件を満たした住宅は、床面積120㎡分を限度として、新築後5年間（3階建て以上の中高層耐火住宅は7年間）、固定資産税額の2分の1が減額されます。新築工事完了の日から翌年の1月31日までに、認定を受けて新築したことを証する書類を添えて申告してください。

## ■住宅用地（住宅の敷地）の変更

土地は、賦課期日（1月1日）現在の現況地目により、評価・課税を行います。平成30年1月1日現在において、土地の利用状況に変更がある場合はお知らせください。

## ■東日本大震災及び原子力災害における固定資産税・都市計画税の特例措置

該当する方はお問い合わせください。

## 確定申告、市・県民税申告にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入に伴い、マイナンバーの記載が必要となりました。手続きの際に下記の書類を必ず持参してください。

- (1)マイナンバーカードをお持ちの方は →マイナンバーカードだけで本人確認(番号確認と身元確認)が可能です
- (2)マイナンバーカードをお持ちでない方は →番号確認書類と身元確認書類が必要です
- (3)申告者以外の方が申告に来る場合は →申告者本人の番号確認書類と身元確認書類が必要です

### ■必要な確認書類（いずれもこのうち1点が必要）

番号確認書類	○マイナンバーカード ○通知カード 等
身元確認書類	○マイナンバーカード ○運転免許証 ○パスポート ○年金手帳 ○健康保険証 ○在留カード ○障害者手帳 等

※扶養親族の扶養控除等の適用を受ける場合には、その親族のマイナンバーの記載も必要です

